

一般社団法人全日本テコンドー協会 賞罰規程

第1章 総則

(目的)

- 第1条** この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）の定款第57条の規定に基づき、会員（定款第5条（1）から（4）までに規定する会員をいう。以下、同じ。）、加盟団体（定款第40条に規定する加盟団体をいう。以下、同じ。）、準加盟団体（定款第48条に規定する準加盟団体をいう。以下、同じ。）、理事、監事、職員、その他特別な功労者等の表彰及び懲戒に関して必要な事項を定める。
- 2 前項の特別な功労者等とは、次に掲げる者をいう。
- (1) 永年にわたりテコンドーの発展に貢献した者
 - (2) 定款第4条第1項（1）から（12）までに掲げる事業に特に功労があった者
 - (3) 優れた識見によって当法人又は加盟団体若しくは準加盟団体の運営又は発展に特に貢献した者
 - (4) テコンドーの社会的評価を大きく高めることに貢献した者

(賞罰委員会)

- 第2条** 前条第1項の表彰及び懲戒の手続きを公正に進めるために、賞罰委員会を設置する。
- 2 賞罰委員会の委員は、会長、専務理事、常務理事、会長が指名する3名以下の学識経験者及び事務局長とする。
 - 3 賞罰委員会の委員長は会長とし、副委員長は専務理事とする。
 - 4 賞罰委員会は、表彰及び懲戒に関する事項を審議し、理事会に審議内容を報告する。
 - 5 賞罰委員会は、委員長が招集し、委員（委員が表彰又は懲戒すべき者となっている場合には、当該委員を除く。第7項において同じ。）の全員の出席をもって成立する。
 - 6 賞罰委員会の議長は、委員長とする。
 - 7 賞罰委員会の審議事項は、委員の全員の同意をもって決定する。
 - 8 委員の任期は、理事にあつては定款第30条第1項から第3項までの理事の任期によるものとし、学識経験者にあつては委員に指名された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとし、事務局長にあつては最初に出席する賞罰委員会の日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。
 - 9 賞罰委員会の委員は、審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

第2章 表彰

(表彰者)

第3条 表彰者は、会員、加盟団体、準加盟団体、役員、職員及び第1条第2項に規定する特別な功労者等のうち、同項(1)から(4)までに掲げる者に該当する者とする。

2 加盟団体及び準加盟団体は、第1条第2項(1)から(4)までに掲げる者に該当すると認める者を表彰者として推薦することができる。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、賞状の授与、賞状及び賞品の授与、賞状及び賞品又は賞金の授与のいずれかの方法によって行う。

(表彰者の決定方法)

第5条 賞罰委員会は、原則として、毎年、表彰すべき者を審議して決定し、その決定の内容を会計期間の最終の理事会に報告するものとする。

2 理事会は、賞罰委員会から表彰すべき者の報告を受けた場合には、当該者を表彰するか否かを審議して決定し、その決定の内容を正会員総会に報告しなければならない。

第3章 懲戒

(懲戒の基準)

第6条 次に掲げる者がそれぞれ次に定めるときに該当する場合には、懲戒する。

(1) 会員 定款第13条第1項(1)から(3)までに掲げるときに該当するとき(同項の規定の適用を受ける場合を除く。)又は次に掲げるときに該当するとき

① 定款又は諸規程に違反したとき

② 法令に違反し又は公序良俗に反する不正な行為をしたとき

③ 反社会的勢力であること又は反社会的勢力の支配若しくは影響を受けていることが判明したとき

④ 故意又は過失により当法人に損害を与えたとき

⑤ 故意又は過失により、当法人、他の会員、理事、監事、職員、加盟団体又は準加盟団体の名誉を傷つけ又は信用を失墜させる行為をしたとき

⑥ ①から⑤までに掲げるときに準ずるとき

(2) 理事及び監事 定款第31条第1項(1)から(5)までに掲げるときに該当するとき(同項の規定の適用を受ける場合を除く。)又は次に掲げるときに該当するとき

① 定款又は諸規程に違反したとき

- ② 法令に違反し又は公序良俗に反する不正な行為をしたとき
 - ③ 反社会的勢力であること又は反社会的勢力の支配若しくは影響を受けていることが判明したとき
 - ④ 故意又は過失により当法人に損害を与えたとき
 - ⑤ 故意又は過失により、当法人、会員、他の理事、他の監事、職員、加盟団体又は準加盟団体の名誉を傷つけ又は信用を失墜させる行為をしたとき
 - ⑥ ①から⑤までに掲げるときに準ずるとき
- (3) 加盟団体及び準加盟団体 定款第47条第2項に規定する適正でないと認められた場合に該当するとき（同項の規定の適用を受ける場合を除く。）又は次に掲げるときに該当するとき
- ① 定款又は諸規程に違反したとき
 - ② 法令に違反し又は公序良俗に反する不正な行為をしたとき
 - ③ 反社会的勢力であること又は反社会的勢力の支配若しくは影響を受けていることが判明したとき
 - ④ 故意又は過失により当法人に損害を与えたとき
 - ⑤ 故意又は過失により、当法人、会員、理事、監事、職員、他の加盟団体又は他の準加盟団体の名誉を傷つけ又は信用を失墜させる行為をしたとき
 - ⑥ ①から⑤までに掲げるときに準ずるとき
- (4) 職員 次に掲げるときに該当するとき
- ① 正当な理由なく、無断欠勤又は無届の遅刻、早退若しくは私用外出を繰り返したとき
 - ② 正当な理由なく指示命令に従わないことを繰り返したとき
 - ③ 著しい職務怠慢があったとき
 - ④ 定款又は諸規程に違反したとき
 - ⑤ 職務に関して法令に違反し又は公序良俗に反する不正な行為をしたとき
 - ⑥ 反社会的勢力であること又は反社会的勢力の支配若しくは影響を受けていることが判明したとき
 - ⑦ 故意又は過失により当法人に損害を与えたとき
 - ⑧ 故意又は過失により、当法人、会員、理事、監事、他の職員、加盟団体又は準加盟団体の名誉を傷つけ又は信用を失墜させる行為をしたとき
 - ⑨ ①から⑧までに掲げるときに準ずるとき

(懲戒の方法)

第7条 懲戒の方法は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める方法とする。

- (1) 会員 資格の停止（正会員を除く。）、訓戒、けん責、指導又は勧告
 - (2) 理事及び監事 訓戒、けん責、指導又は勧告
 - (3) 加盟団体及び準加盟団体 資格の停止、訓戒、けん責、指導又は勧告
 - (4) 職員 訓戒、けん責、指導、減給、出勤停止、降格、諭旨解雇又は懲戒解雇
- 2 前項の規定により、懲戒する者に対しては、必要に応じ、始末書、誓約書等の提出を命ずることができる。

(懲戒の決定方法)

- 第8条** 賞罰委員会は、会員、理事、監事、加盟団体、準加盟団体又は職員がそれぞれ第6条(1)から(4)までの規定に掲げるときに該当することが見込まれる場合は、速やかに、当該規定に掲げるときに該当するか否かを審議し、当該規定に掲げるときに該当するときは、前条(1)及び(2)に定めるいずれの方法によって懲戒するかを審議して決定し、その決定の内容を理事会に報告しなければならない。
- 2 理事会は、賞罰委員会から懲戒すべき者の報告を受けた場合には、当該者を懲戒するか否かを審議して決定し、その決定の内容を正会員総会に報告しなければならない。
 - 3 賞罰委員会及び理事会は、前2項の審議をする場合には、最初の審議の日の14日前の日までに、当該審議をする理由を記載した書面を当該審議の対象者に交付しなければならない。
 - 4 前項の書面の交付を受けた懲戒に関する審議の対象者は、当該書面の交付を受けた日から14日以内に、当該審議を行う賞罰委員会又は理事会に対し、陳述書その他証拠を提出することができる。
 - 5 賞罰委員会又は理事会において懲戒に関する審議を行う場合には、当該審議の対象者に、日時を定めて口頭により、又は期限を定めて文書により、弁明の機会を与えなければならない。

(懲戒の通知)

- 第9条** 理事会において懲戒の決定を行った場合には、懲戒する者に対し、文書に懲戒の事由及び根拠規定を明記して通知しなければならない。

(異議の申立て)

- 第10条** 懲戒を受けた者は、その処分に不服がある場合、前条の通知を受けた日から起算して1月以内に文書をもって異議申立てを行い、再審議を請求することができる。
- 2 前項の異議申立てがあつた場合は、賞罰委員会及び理事会は、再審議を行い、最終処分を決定する。
 - 3 賞罰委員会は、前項の再審議においては、当該再審議に係る処分に関する事項に精通した者(当法人の関係者を除く。)を1名以上選定して当該処分に対する意見を求めるとともに、当該意見に対する判断を示さなければならない。
 - 4 第2項の再審議及び最終処分の決定においては、前2条の規定を準用する。
 - 5 理事会が第2項の規定により同項の最終処分を決定する場合、賞罰委員会の委員となっている者は議決に加わることができない。
 - 6 第1項の異議申立ては、一の懲戒につき一回限り行うことができるものとする。
 - 7 次条の規定によりスポーツ仲裁を申し立てた者は、第1項の異議申立てをすることができない。

(競技者等によるスポーツ仲裁の申立て)

第11条 懲戒を受けた者で、不服申立規程第1条に規定する競技者等に該当するものは、同第2条の規定により、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が定めるスポーツ仲裁規則に従ってスポーツ仲裁を申し立てることができる。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、表彰及び懲戒に関して必要な事項は、賞罰委員会の委員長の承認を得て副委員長が定める。

附則〔平成27年5月8日改正〕

- 1 平成27年5月8日の平成27年度第1回理事会において承認されたこの規程の全文改正は、同日から施行する。
- 2 前項に規定する全文改正後のこの規程の規定は、平成27年4月1日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。

附則〔平成27年8月22日改正〕

- 1 平成27年8月22日の平成27年度第5回理事会において承認された第1条、第2条及び第5条から第12条までの改正は、同日から施行する。
- 2 前項に規定する改正後の第5条、第7条から第11条までの規定は、平成27年8月22日以後に行う表彰及び懲戒から適用し、同日前に行う表彰及び懲戒については、なお従前の例による。